

教職課程認定申請手続きに係る 留意事項について

- 2021.12.17
令和3年度教職課程認定等に関する事務担当者説明会

文部科学省総合教育政策局 教育人材政策課

目次

1. 「教職課程認定申請の手引き(令和4年度開設用)」からの変更点
2. 課程認定審査に係る近年の指摘事項等

(その他)

教職課程に係る調査の実施について

1. 「教職課程認定申請の手引き(令和4年度開設用)」からの変更点



① 課程認定申請等における書類提出方法の変更

- ◆ 教職課程認定に係る事前相談表、申請書、変更届、事後調査対応届等の提出データに関し、令和4年1月より文部科学省における添付資料にかかるデータ送受信の方法が変更となるため、その方法について1月以降、別途お知らせする。なお、令和3年12月28日までは従来の方法で送付可能。

② 事前相談方法の変更

- ◆ 令和4年1月12日(水)～3月7日(月)の期間に実施する事前相談について、従来はメール、電話又はオンライン形式によるものとしていたが、昨年度の前相談においてほぼ全ての大学がオンライン形式による相談を希望したため、事前相談の形式においてメール又は電話を廃止し、Webex又はZoomを活用したオンライン形式のみとする。(予約方法その他詳細は手引きを参照すること。)
- ◆ 事前相談の受付は令和4年1月4日(火)10時以降であり、左記日時以前に連絡を頂戴した内容は無効とするため留意すること。

③ 記入要領の変更

- ◆ 教職課程認定基準の改正に伴い、諸所の変更を行っているため、全体的に確認すること。
- ◆ 特に既存の教職課程に連携開設科目を開設する場合は、変更届が必要となるため、手引き(本体)107ページを参照の上、特に注意すること。
- ◆ 様式第9号(連携教職課程を設置する大学の要件)を追加したこと。



④ その他の変更

- ◆ Q&Aについて、1、5、11、20、23、74、77、79、85の追記を行ったこと。その他の事項についても教職課程認定基準の改正に伴う基準の番号等軽微な修正を行ったこと。
- ◆ 各様式の記入要領について、項目順の変更、記載位置の変更など整理を行ったこと。
- ◆ 教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン、障害のある学生が教育実習に参加する際の支援についての事務連絡、新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議の報告ほか教職課程に係る通知等、学校安全に関する取組、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布に関する通知ほか学校教育に関する通知等、教員養成において参考となる各種計画・指針等、学習指導要領に定める各教科等に係る教材や資料集等に関するリンク集の掲載など、関連資料の充実を行ったこと。

課程認定申請にかかる改正様式については、令和5年度開設申請(令和4年3月提出)より適用するので、課程認定申請書を提出する際は、文部科学省ホームページより様式をダウンロードして作成すること。

変更届提出に関する様式については、新課程(令和元年度以降)を変更する際は現在の様式、旧課程(平成30年度以前)を変更する際は旧様式を使用すること。様式は文部科学省ホームページよりダウンロードすること。

掲載箇所:トップページ>教育>教員の免許、採用、人事、研修等>大学で教員免許課程を設けるには?

2. 課程認定審査に係る近年の指摘事項等

①教育研究業績書の作成について(1)

- 様式の記載上限は6ページまでに限定されている。
「担当授業科目に関する研究業績等」は、いたずらに多数の業績を記載するのではなく、担当授業科目に密接に関連する業績に精選して記載し、「概要」欄における担当授業科目と特に関係する記述の箇所に下線を引くこと。
同一の業績であっても、授業科目ごとに関係箇所が異なる場合は、「概要」欄を略さずに書き分けること。
例年、担当授業科目と明らかに関連性のない業績を記載するケースや、「概要」欄の記載全てに下線を引いている、下線を全く引いていない、又は業績の概要において他の担当授業科目に関連する部分に下線を引いているなどにより、授業科目と関係する部分が読み取れないケースがある。
- 「担当授業科目に関する研究業績等」は本人の活字業績が必要。
教員等の実務経験のある教員については、必ずしも著書や学術論文が求められるものではないが、著書や学術論文がない場合には、教育実践記録として、大学や教職員支援機構等での指導や研究会等での研究発表、校内研修での実践発表などにおける、実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等の活字業績を有することが必要である。
- 業績にかかる本人の役割が、監修、編集、翻訳、執筆指導、発表、実験データ提供等のみで執筆を行っていない場合は、本人の活字業績と見なすことができないので、「教育上の能力に関する事項」又は「職務上の実績に関する事項」へ記載すること。
例年、業績にかかる本人の執筆ページ数もしくは役割を明記しない、又は、本人の活字業績と見なせない業績を「担当授業科目に関する研究業績等」に記載するケースが多いため、申請書作成の際は記載内容について十分に確認を行うこと。

①教育研究業績書の作成について(2)

- 共同研究などにより、**本人の執筆部分が抽出不可能な場合**は、執筆ページ数欄にカッコ書きで(抽出不可)と記載(当該業績の総ページ数の記載も必要)した上で、概要欄にカッコ書きで当該業績における**本人の役割を具体的に記載**(当該業績全体の概要の記載も必要)すること。
 - ※「データ分析を担当」「議論に参加」「全体統括」「執筆に関与」などの本人の役割のみの記載では業績の有無が判別できないため、必ず本人が担当した役割を具体的かつ簡潔に記載すること。
 - ※業績中の執筆したページ番号のみを本人の役割及び執筆箇所として記載されているケースがあるため、上記のとおり、必ず本人の役割及び執筆している内容を明確かつ簡潔に記載すること。
- 一方、共同研究などであっても本人の執筆ページ数が明確に区別できる場合は、(抽出不可)とせず、執筆ページ数欄に本人の執筆ページ数の合計を記載(当該業績の総ページ数の記載も必要)すること。
 - ※掲載箇所(ページ番号)ではなく、ページ数の合計を記載する。
 - ※学術論文や教育実践記録等の場合、総ページ数として記載するページ数は当該業績の総ページ数であり、業績が掲載されている冊子等のページ数ではないため、十分に注意すること。
× p10～p20 (30) ○ 10 (30)
- 「著書・学術論文等の名称」欄に記載する区分は(著書)(学術論文等)(教育実践記録等)(その他)のみであるため、(学会発表)や(報告書)(講演)(研修資料)などの**区分を独自で作成しない**こと。
 - (著書)出版社を通して流通し、書店などにおいて販売されている書籍
 - (学術論文等)国際学術雑誌、学会機関誌、研究報告等に学術論文として発表している論文等
 - (教育実践記録等)大学や教職員支援機構等での指導や研究会等での研究発表、校内研修での実践発表などにおける実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等で活字化したもの(いわゆる「研究紀要」「研究集録」「研究レポート」「実践レポート」「教育論文」等)
 - (その他)担当授業科目に関連する報告書や教育関係雑誌など、活字として発表し、広く世間一般に向けて刊行されている研究業績



<2> 近年の審査における主な指摘内容

① 教育課程

- ◆ 公認心理師や保育士資格等、複数の資格を兼ねる科目において、教職課程の科目として不適切な科目名称や内容となっている
- ◆ 科目名称から取り扱う事項が読み取れない
- ◆ 「英語文学」の科目を「異文化理解」に配置するなど、事項を取り違えている
- ◆ 特別支援学校教諭の教職課程において「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」について、領域外領域の科目における「教育課程及び指導法」と「心理、生理及び病理」の内容が適切に取り扱われていない
- ◆ 特別支援学校教諭の教職課程において「中心となる領域」「含む領域」の内容がシラバスから読み取れない

② シラバス・コアカリキュラム関係

- ◆ コアカリキュラムの各到達目標を扱っていることが確認できないシラバス
- ◆ 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」で取り扱う内容を取り違えたシラバス(単にPCを使用した指導案作成等を求めるのではなく、情報通信技術を活用した指導に関する内容を取り扱う必要がある。)
- ◆ 特定事項に極端に偏ったシラバス(学習心理学をほとんど扱わない教育心理学、8単位分のほとんどが模擬授業で構成された各教科の指導法、など)
- ◆ 全授業回でコアカリキュラム全ての到達目標を扱うと記載されるなど、各到達目標を授業計画上においてどこでどのように扱うか不明な
- ◆ シラバス「異文化理解」で取り扱う内容を取り違えたシラバス(多様な文化的背景を持つ人々と実際に交流を行う必要がある)
- ◆ 免許教科「情報」にて取り扱う内容を取り違えたシラバス(高等学校学習指導要領における共通教科「情報」及び専門教科「情報」の両方の内容を取り扱う必要がある)
- ◆ 同一科目において、各クラスで大幅に内容の異なるシラバス(同一科目とは見なせない程度に内容の相異が見られる場合は、別科目として設置すること)



<3> 事務的確認において特に多い間違い(1)

① 様式第2号

- ◆ 「一般的包括的な内容を含む科目」が必修又は選択必修科目に位置付けられていない、科目名と単位数に下線が引かれていない 等
- ◆ 履修方法等欄に記載の単位数(必修及び選択必修の合計単位数)を修得しても免許状取得に必要な最低修得単位数を満たさない
- ◆ 「大学が独自に設定する科目」の備考欄及び他の科目区分の単位数の記載誤り
- ◆ 中高の教職課程を申請する場合で、「教育の基礎的理解に関する科目等」の様式を中高でまとめていない、合計単位数などの中高それぞれの内訳を記載していない、各教科の指導法の専任教員数を教科別に記載していない 等
- ◆ 複数の事項を含む科目の記載誤り(備考欄に含む事項の名称が適切に記載されていない、授業科目が複数の事項をまとめた形で枠を作成し記載されている)
- ◆ 専任教員数、単位数の合計の記載誤り

② コアカリキュラム対応表

- ◆ ページ数の記載誤り(一覧表記載のページ番号と対応表のページ番号が異なる。対応表記載のシラバスページ番号とシラバスのページ番号が異なる。)
- ◆ 対応表の○と◎の記載誤り(科目をまたいでいても個別の到達目標において◎と○は混在しない)
- ◆ 対応表の○や◎とシラバス内容が明らかに不一致
- ◆ 多数の科目にまたがってコアカリキュラムを構成する場合の2ページ目以降にコアカリキュラム本文を載せている、科目ごとに対応表を分けて作成している
- ◆ 中高で修得科目の組合せが異なるのに対応表が一つしか作成されていない
- ◆ 選択科目を対応表に記載している
- ◆ 中高の教職課程を申請する場合で、対応表(一覧)に中高それぞれの教育実習の修得科目を記載していない
- ◆ 共通開設されていない科目の対応表の作成を前掲として省略している
- ◆ 幼稚園の「保育内容の指導法」の対応表を5領域分まとめて作成している

<3>事務的確認において特に多い間違い(2)

③

シラバス

- ◆ オムニバス科目のシラバスにおいて各回を担当する教員の氏名が記載されていない
- ◆ クラス分けの科目で担当形態を「単独」と記載している(担当教員とシラバスがそれぞれ異なる場合であっても「クラス分け・単独」と記載する)
- ◆ 「科目」欄について、「教科及び教科の指導法に関する科目」の場合に括弧書きで学校種(中高の場合さらに免許教科)が記載されていない
- ◆ 「施行規則に定める科目区分又は事項等」欄について、中・高と養など事項が異なる場合に書き分けられていない
- ◆ 「施行規則に定める科目区分又は事項等」欄について、教科(領域)の専門的事項を記載する場合、「各科目に含めることが必要な事項」(例えば、免許教科「理科」ならば物理学など)を記載すること
- ◆ 授業計画が漠然としており、内容が不明
- ◆ 複数回の授業回をまとめて記載している(例:第3~10回 ○○○)
- ◆ 各回の授業内容を数字のみで区別しており、各回の違いが不明
- ◆ 複数の学校種に共通開設された科目であるのに、いずれかの学校種の内容しか扱われていない
- ◆ 「教育課程の意義及び編成の方法」「各教科の指導法」科目のテキスト・参考書として最新の学習指導要領が示されていない
- ◆ 「保育内容の指導法」科目のテキスト・参考書として幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領が指定されていない
- ◆ 「生徒指導の理論及び方法」科目のテキスト・参考書として生徒指導提要が指定されていない
- ◆ 評価方法に「試験」と記載されているのに、授業計画に試験の記載がない
- ◆ 評価方法として複数項目が示されているにも関わらず、各項目における評価割合が示されていない
- ◆ 評価方法に「出席点」が含まれている(出席のみでの加点の表記は避けること)
- ◆ テキスト・参考書が共に「なし」「未定」
- ◆ 「教職実践演習」のシラバスの様式が違う。クラスの受講人数が示されていない。授業内容に「ロールプレイ」「事例研究」「現地調査」「模擬授業」等、実践的な内容が含まれていない



<3>事務的確認において特に多い間違い(3)

④ 様式第4号

- ◆ 履歴書における職歴に、【過去の課程認定委員会における教員審査(単独担当「可」)】を記載している際に、課程認定申請における審査結果ではなく、変更届により担当となった年度を記載している。**(記載できるのは、課程認定申請における審査を経た場合に限る。なお再課程認定時の認定内容について、当欄に記載できる科目は限られているため、注意すること。(手引き(本体)6～7ページ参照))**
- ◆ 履歴書における「現在所属している学会」として、学会以外を記載している。(〇〇研究会など)
- ◆ 業績書の「認定を受けようとする課程における担当授業科目」欄について、各授業科目を記載する欄が誤っていたり(事項「特別の支援を必要とする・・・」の科目を「特別支援教育に関する科目」の欄に記載している)、(単独)などの授業の担当形態を記載していなかったりする
- ◆ 業績書の「資格、免許」欄に教員免許状が記載されている場合、免許状番号が記載されていない
- ◆ 業績書の「担当授業科目に関する研究業績等」欄について、当欄に該当しない業績を記載している(翻訳、学内のみ流通しているテキスト・手引類、いわゆる行政文書で本人氏名が記載されていないもの)、独自の業績区分を作成している、ページ数の記載方法が誤り、共著者の記載がない、口頭発表や演奏会等の活字業績ではないものが記載されている 等
- ◆ 業績書の概要において、担当授業科目に関連する部分に下線が引かれていない。
- ◆ 承諾書の学科名、採用年月日、授業科目名、「専任」「兼任」「兼任」の別が誤っている

⑤ 様式第5号

- ◆ 実習校の学級数の合計が記載されていない
- ◆ 実習校の学級数の合計が基準を満たしていない(各学校種ごとに基準を満たす必要がある)

⑥ その他

- ◆ 様式間の記載の不一致(教員氏名、授業科目名称、単位数、必修／選択の別、担当形態など)
- ◆ 履修規程や学位規程の提出漏れ
- ◆ 様式第8号(誓約書)の提出が不要な場合であっても提出している
- ◆ 同一ファイル中でページごとの表示サイズが大きく異なっている、
- ◆ 右上に表示するページ番号の表示が小さい、しおりが付されていない



(その他)

教職課程に係る調査の実施について



(今後行う予定の調査)

① 学校体験活動・教育実習等の科目の開設状況に関する実態調査

調査時期: 令和4年1月目途

調査対象: 教職課程を置く全大学

調査内容: 「学校体験活動」及び「教育実習」並びに大学等が独自に設定する科目としての「学校ボランティア」等の科目の開設状況等(開設時期、単位数、シラバス等)について、実態把握を行う。

② 令和3年度における教育実習・介護等体験の実施状況に関する実態調査

調査時期: 令和4年3月目途

調査対象: 教職課程を置く全大学

調査内容: 令和3年度に行われた又は行う予定であった教育実習・介護等体験に関し、実施状況及び特例措置の活用状況について、実態把握を行う。

③ 小学校及び中学校(国語)教諭免許状の教職課程における書写の取組状況に関する実態調査

調査時期: 令和4年2月目途

調査対象: 小学校及び中学校(国語)教諭免許状の教職課程を置く大学

調査内容: 小学校及び中学校(国語)教諭免許状の教職課程における書写の取組状況について、令和2年度調査のフォローアップ調査を行う。



(最後に)

○今回使用した資料の文部科学省ホームページ掲載時期

説明会資料:令和3年12月中

教職課程認定申請の手引き(令和5年度開設用):令和3年12月中

※文部科学省ホームページに掲載する教職課程認定申請の手引(令和5年度開設用)は、今回配付した手引きと以下の点で異なるため注意。

- ・教職課程認定基準の軽微な改正を反映予定(改正内容については、別途事務連絡を送付予定)
- ・しよりの追記
- ・その他軽微な誤記等を修正予定

○事前相談について

受付開始日時:令和4年1月4日(火)10時～ ※メールでのみ受付

事前相談期間:令和4年1月12日(水)～3月7日(月)

○教職課程認定申請期間

申請期間:令和4年3月8日(火)～3月31日(木)

※なお、教員養成フラッグシップ大学に選定された大学は、その旨を文部科学省教職課程認定係へ連絡いただくことにより、令和4年6月末を申請締め切りとすることも可能。